

# 東広島市重層的支援体制整備事業 実施計画



2022年(令和4)年9月  
東広島市健康福祉部地域共生推進課

# 目次



## (内容)

	(頁)
1 重層事業を実施する背景・目指す姿 .....	2
2 計画の位置づけ.....	4
3 重層事業の全体像.....	5
4 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置.....	6
5 重層事業の体系.....	7
6 包括的相談支援事業.....	8
7 多機関協働事業.....	10
8 参加支援事業.....	12
9 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	14
10 地域づくり事業 .....	16
11 事業の評価.....	18



## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(厚生労働省)

# 1 重層事業を実施する背景・目指す姿



## 1 はじめに

地域や家族の支え合い機能の脆弱化、深刻な少子化、人口減少が進んでいく中、生活の基盤である地域の力を高めつつ、高齢・障害・子ども・生活困窮といった対象者の属性を問わない相談支援や、多様な社会参加支援などを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」(以下「重層事業」とします。)が、令和3年(2021年)4月より始まりました。この重層事業は、複雑化・複合化した住民の支援ニーズに対し、包括的な対応を行うための体制整備であり、これによって必要な支援が届き、多くの住民が生き生きと安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

東広島市では、重層事業を令和4年度から実施しており、その推進にあたっては、市全体の支援関係機関が、既存の取組みの良さ、強みを最大限に発揮できるような包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない、地域共生社会の実現を目指していきます。

## 2 概念の整理(社会福祉法)

### 理念

#### ◎ 目指す姿「地域共生社会」の実現

社会福祉法第4条第1項で、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。

### 方針

#### ◎ 実現するための方針「包括的支援体制」の整備

社会福祉法第106条の3において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」が市町村の努力義務とされています。

(包括的支援体制整備のポイント)

- ① 地域福祉活動者への支援や、地域住民の交流拠点の整備、研修の実施などといった地域福祉推進のための環境の整備
- ② 地域住民同士で相談し合えることができ、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備
- ③ 様々な支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備

### 手段

#### ◎ 実現するための手段「重層的支援体制整備事業」の実施

【社会福祉法第106条の4】

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、(中略)厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

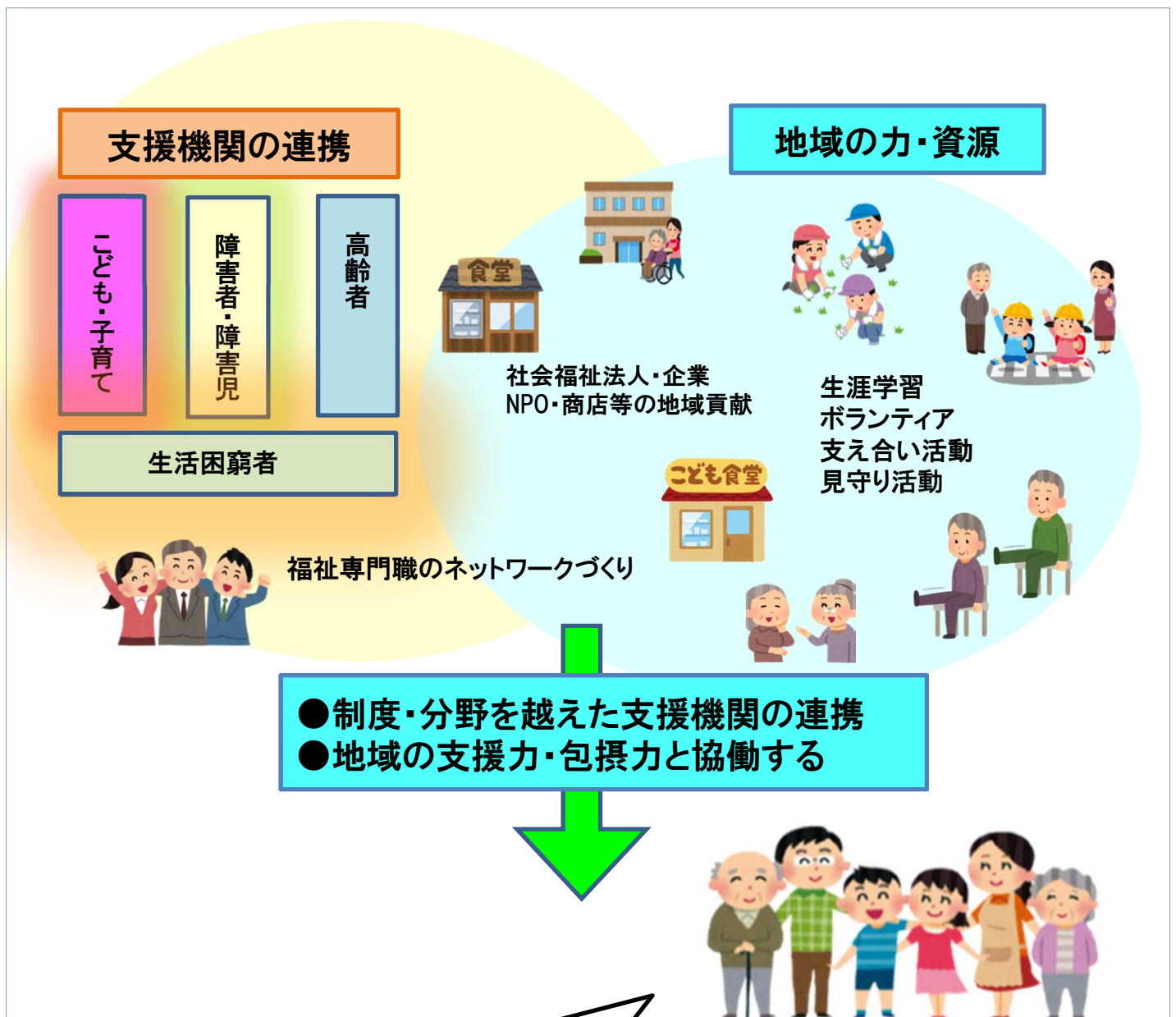
### 3 重層事業で目指すもの

重層事業は、「必要な人に支援が届く仕組み」をつくる事業です。

既存の支援関係機関の強みを活かしつつ、制度・分野を越えた連携体制をつくり、課題が複合化した生活上の相談、単一の制度や支援メニューでは対応が困難な世帯に対し、一人ひとりの状況に応じた支援や、伴走型支援を充実させていきます。

また、生活基盤である地域のか（見守り、支え合い、交流）との協働による支援を展開することで、世帯の孤立化や支援の行き詰まりを防ぎます。

### 4 イメージ

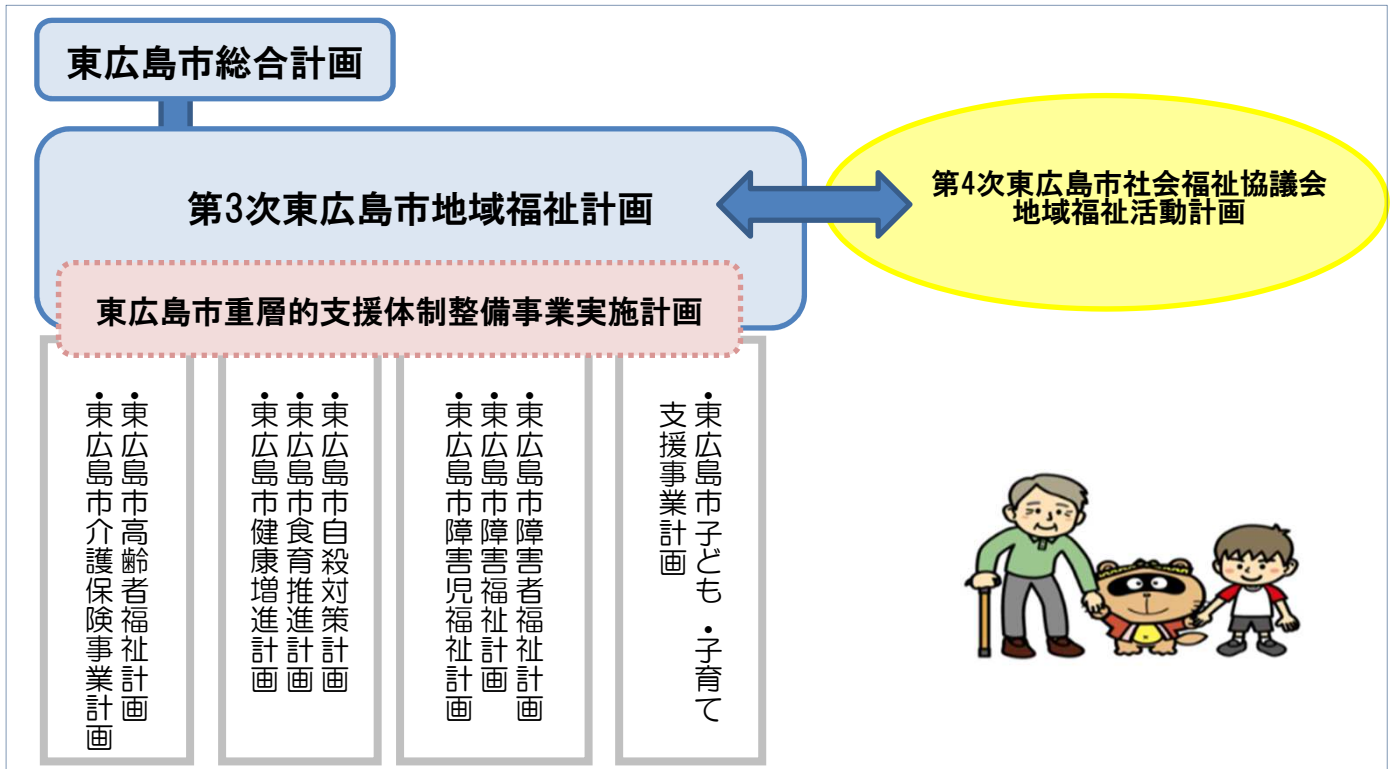


みんなの支援が重なり 安心できる地域へ

## 2 計画の位置づけ

重層事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において事業の提供体制に関する事項等を定める計画(以下「重層事業実施計画」という。)を策定することが規定されています。

この重層事業実施計画は、本市のまちづくりの行政運営指針であり、まちの将来像や達成する目標等を取りまとめた「東広島市総合計画」、市の福祉全般における総合的な計画である「東広島市地域福祉計画」を上位計画とし、併せて各分野の計画や東広島市社会福祉協議会が策定した東広島市地域福祉活動計画と整合する計画と位置付けます。



## 計画の期間

重層事業実施計画の期間は、令和6年度末(令和7年3月31日)までとし、それ以降は第4次地域福祉計画に統合する予定です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東広島市第3次地域福祉計画	→				
東広島市重層的支援体制整備事業実施計画			→		

2つの計画は、第4次地域福祉計画(令和7年度～令和11年度)で統合予定です。

### 3 重層事業の全体像

重層事業は、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号にかけての事業を実施するとされており、各制度・各分野の専門職、そして地域の支援力・資源との有機的な連携を生み出すための体制づくりを推進する事業です。

重層事業として実施すべき事業内容、関連する本市の相談支援機関・実施事業を下図に整理します。  
※拠点数は令和4年4月1日時点(一部を除く)

(1)社会福祉法第106条の4第2項	(2)事業名	(3)対象となる既存事業と分野	(4)拠点数	(5)主な拠点名称	(6)運営形態	
1号	イ	包括的相談支援事業(P8)	【高齢者】 地域包括支援センターの運営	9 (うち基幹型1か所)	地域包括支援センター	直営委託
	ロ		【障害者・児】 障害者相談支援事業	1	基幹障害者相談支援センター(はあとふる)	委託
	ハ		【こども・子育て】 子育て世代包括支援センターの運営(利用者支援事業)	12 (うち基幹型1か所)	東広島市出産・育児サポートセンターすくすく	直営委託
	ニ		【生活困窮】 自立相談支援事業	1	東広島市生活支援センター	委託
			【総合相談】 包括的支援体制整備事業(HOTけんステーションでの支援)	1	HOTけんステーション	直営委託
2号	参加支援事業(P12)			HOTけんステーション	直営	
3号	イ	地域づくり事業(P16)	【高齢者】 地域介護予防活動支援事業	179	通いの場	直営
	ロ		【高齢者】 生活支援体制整備事業	—	市内の各日常生活圏域	委託
	ハ		【障害者・児】 地域活動支援センター事業	3	ときわまほろば桑の木福祉園	補助
	ニ		【こども・子育て】 地域子育て支援拠点事業	26(ひろば型2か所) ※令和3年度末時点	子育て支援センター	直営委託補助
	—		【生活困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	1	HOTけんステーション	直営委託
	—		【多分野・多世代の地域づくり】 包括的支援体制整備事業(エリア担当CSWによる地域づくり)	—	市内の各日常生活圏域	委託
4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(P14)		1	HOTけんステーション	直営委託	
5号	多機関協働事業(P10)		1	HOTけんステーション	直営委託	
6号	多機関協働事業による支援プランの作成(P10)		1	HOTけんステーション	直営委託	

## 4 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置



### 1 概要

東広島市では多機関連携と地域づくりを一体的に推進できるよう、コミュニティソーシャルワーカー(以下「CSW」という。)を配置しています。このCSWが重層事業の一部を市と協働して推進しています。

CSW配置に関する事業	
事業名	東広島市包括的支援体制整備事業
担当課	地域共生推進課
運営	委託(社会福祉法人東広島市社会福祉協議会)

### 2 CSWの配置

CSWはその役割に応じて3種類配置しており、それぞれ各機関と協働して重層事業を推進します。

#### 地域調整CSW



- 1 配置場所  
東広島市社会福祉協議会地域福祉課
- 2 配置人数  
1人
- 3 主な役割
  - ① すべてのCSWの業務総括
  - ② 市との調整役

#### 多機関連携CSW



- 1 配置場所  
HOTけんステーション(市役所)
- 2 配置人数  
1人
- 3 主な役割
  - ① 多機関協働事業の実施  
重層的支援会議や支援会議を開催し、複雑・複合化した課題のある事例への支援調整を行います。
  - ② エリア担当CSWへの後方支援  
参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業についてエリア担当CSWを支援します。

#### エリア担当CSW



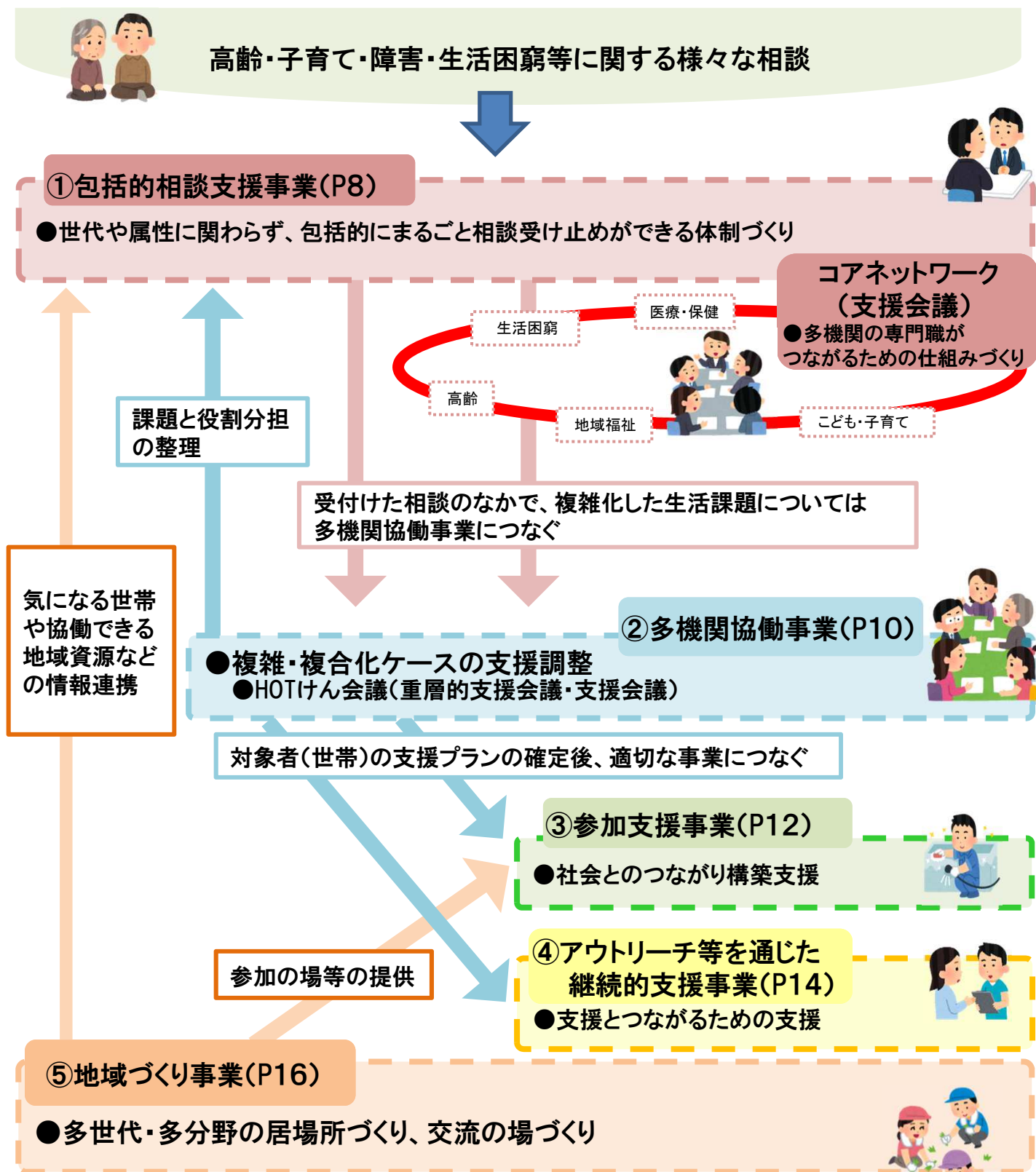
- 1 担当地域  
西条北、西条南、八本松、志和、高屋、黒瀬、豊栄、福富、河内、安芸津  
※社会福祉協議会の地域福祉課、各支所に在籍し各圏域を担当します。
- 2 配置人数  
10人
- 3 主な役割
  - ① コアネットワーク会議の開催  
各日常生活圏域で開催されるコアネットワーク会議を開催し、会議テーマの集約等や会議の進行役を担います。
  - ② 参加支援事業への協力(⇒P12)  
市が実施する参加支援事業について、受入れ協力をしてくれる事業者の開拓や情報収集を行います。
  - ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施(⇒P14)  
事業対象者の情報収集やアウトリーチ支援を実施します。

### 3 連携体制

情報共有を円滑にするため、定期的に市の担当者とCSWがミーティングを行います。また毎月エリア担当CSWの活動記録を作成し、地域課題や地域資源の見える化を進めます。

## 5 重層事業の体系

重層的支援体制整備事業として実施する社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号にかけての各事業がどのように連動しているか次の全体図に整理します。





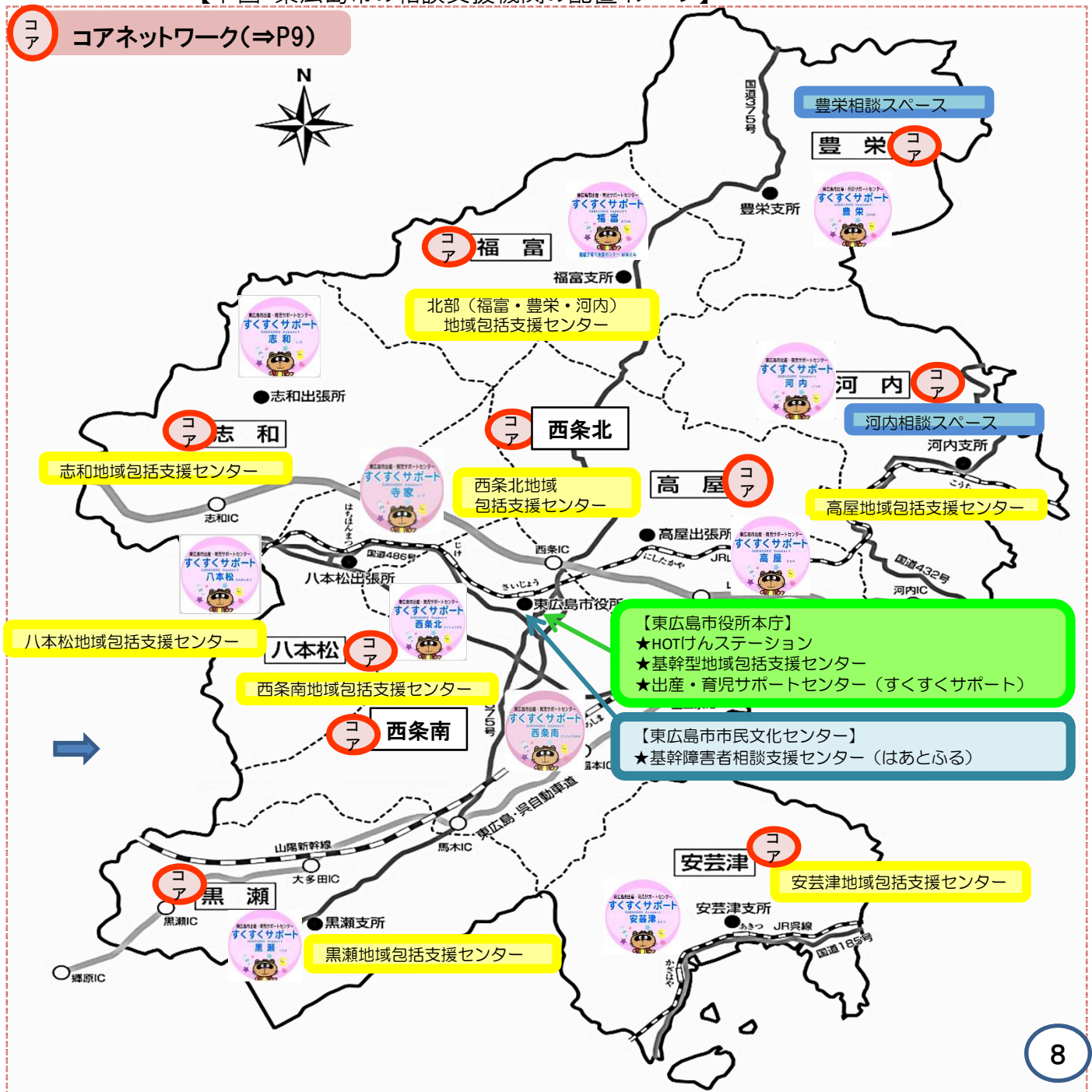
## 6 包括的相談支援事業

### 1 事業の概要

包括的相談支援事業は、高齢・こども・障害・生活困窮の各分野において設置されている相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

本市では、分野によって相談支援機関が、各日常圏域(西条北、西条南、八本松、志和、高屋、黒瀬、豊栄・福富、河内、安芸津)に設置されているものと、市内に1か所のみ設置されているものがありますが、各機関には地域を担当する職員が配置されています。市が包括的相談支援事業を実施するうえでは、これらを活かした多機関連携体制を構築します。(基本型)

【下図：東広島市の相談支援機関の配置イメージ】

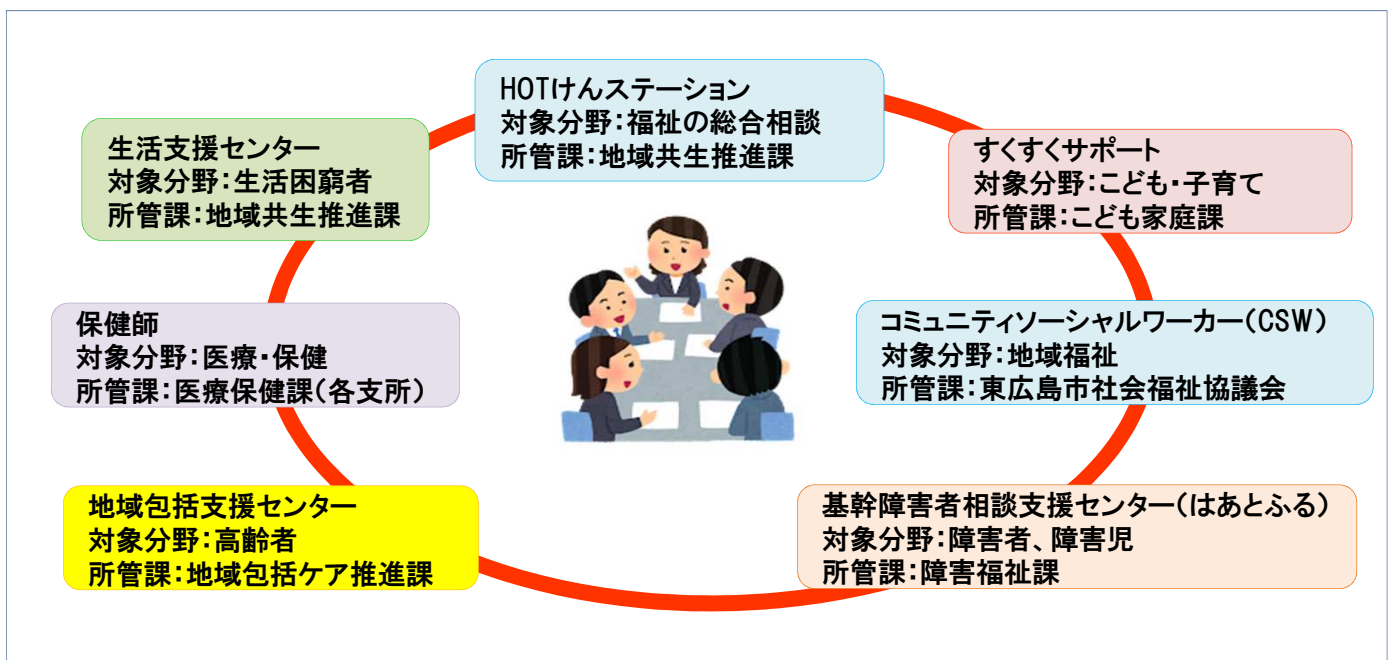


## 2 東広島市における包括的相談支援事業の取組み

包括的な相談支援を実施するためには、相談支援機関（高齢・障害・子ども子育て・生活困窮等）の地域担当職員が連携しやすい環境づくりが重要です。このため市では、各機関の相談支援を担当する職員のネットワーク（通称:コアネットワーク）を整備し、毎月1回、担当者が集うコアネットワーク会議を開催しています。

この会議で複雑・複合化した課題を抱える世帯の情報共有や、支援するための資源の共有などを図り、職員のスキルアップや分野を越えたチームアプローチの創出を目指していきます。幅広く相談を受け止めるには、多分野への理解と連携が重要で、これをネットワーク化によって促進する取組みが、東広島市の包括的相談支援事業です。ここでも対応が困難な事例などは、多機関協働事業(P10)と連携します。

## 3 事業主管課(コアネットワークの構成機関)



## 4 各圏域で専門職がネットワークを作るメリット

- (1) 分野を越えた相談支援機関同士の情報共有ができる
  - ・複合化した生活課題を抱える世帯について、その世帯のある圏域の専門職に情報共有ができる。
  - ・他の機関へ相談が入ると予測される利用者等について共有し、スムーズに連携を図ることができる。
- (2) 助言を求めることができる  
他のメンバーから専門職の立場で意見を得て、分野を超えた支援につなげることができる。  
例:8050問題、ヤングケアラー等といった複合的な課題
- (3) 経過報告ができる  
会議で共有した事例の結果を報告することで、新たな発見や気づきにつなげることができる。

※事例の情報共有を円滑化するため、市ではコアネットワーク会議を社会福祉法第106条の6による「支援会議」に位置づけています。

## 7 多機関協働事業

### 1 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行うものです。複雑化・複合化した事例に対する支援の方向性や各機関の役割分担の整理を実施する総合調整を担う事業です。

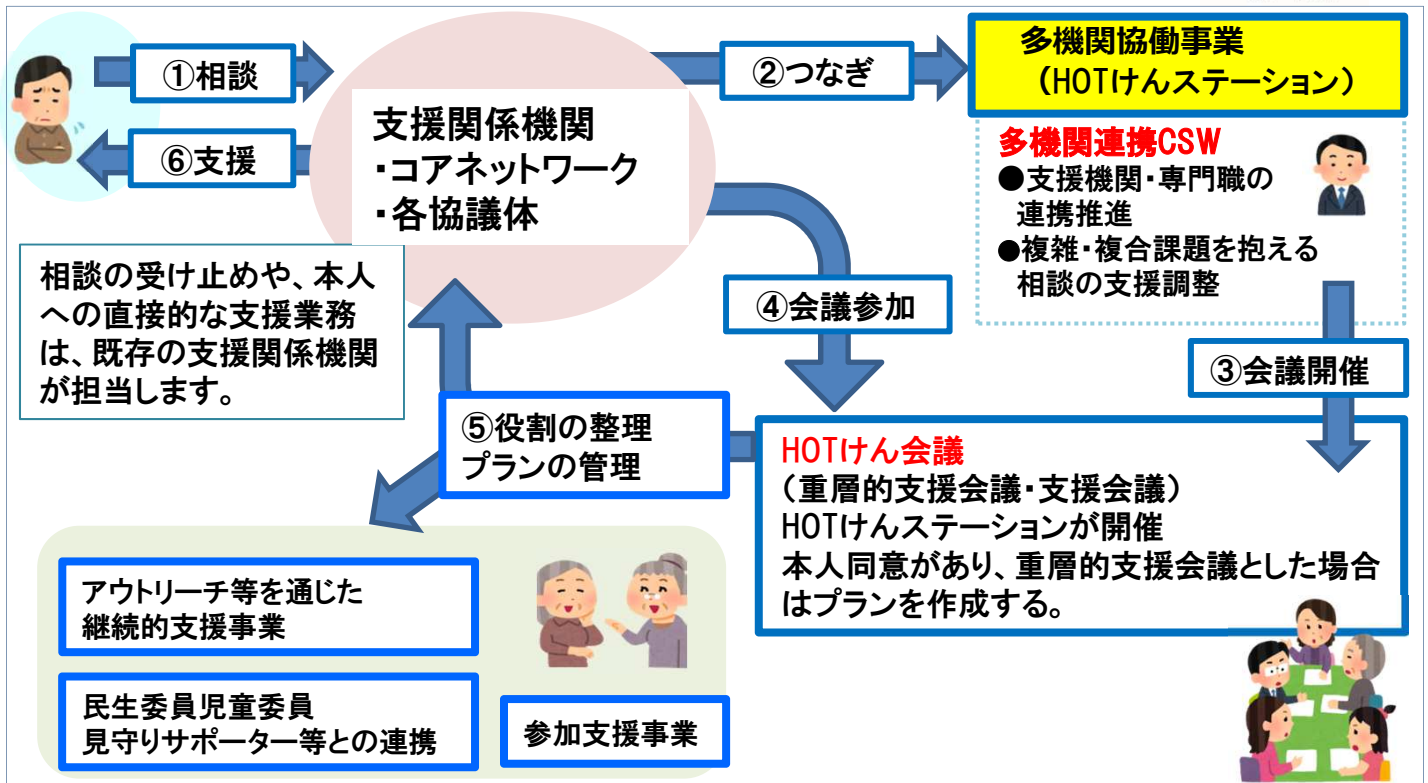
### 2 東広島市における他機関協働事業の取組み

市役所に総合相談窓口「HOTけんステーション」を設置し、これを多機関協働事業の中核機関と位置づけます。「包括的相談支援事業」において実施するコアネットワーク会議や、各機関で既に設置されている会議体等から、支援が困難でより多くの機関との連携を必要とする事例を「HOTけんステーション」につなぎ、重層的支援会議等を開催します。

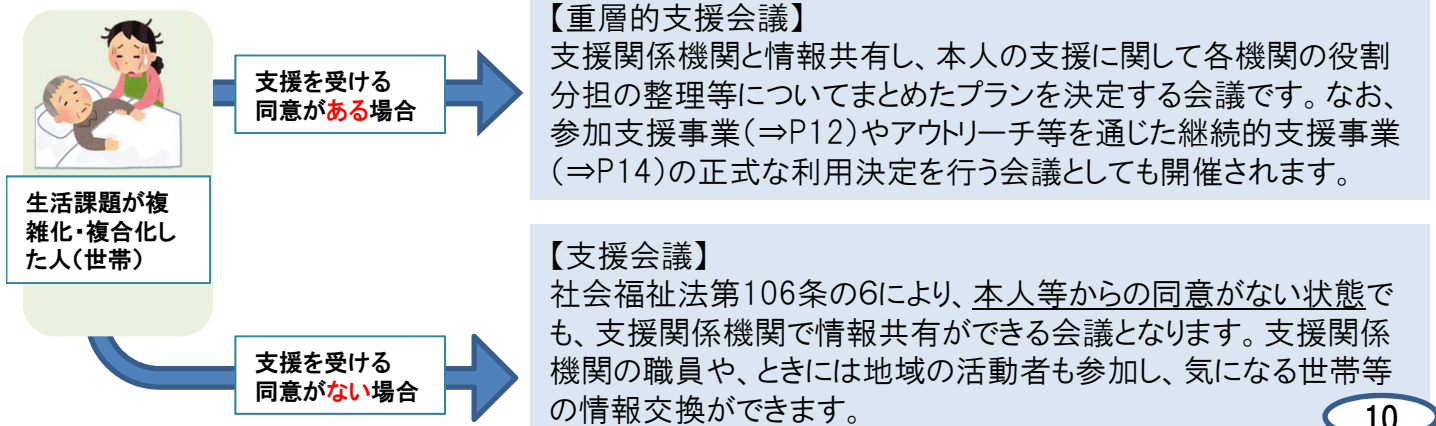
### 3 主管課

地域共生推進課(HOTけんステーション)

多機関連携コミュニティソーシャルワーカー(CSW) ※東広島市社会福祉協議会



### 4 HOTけん会議について



## 5 多分野における支援調整機能を有する会議等の整理

本市では、分野ごとに存在している支援調整等に関する会議が次のとおり開催されています。多分野での調整が必要な事例については、多機関協働事業と連携できるような体制を整備していきます。

【生活困窮】支援調整会議	
実施主体	生活支援センター
所管課	地域共生推進課
内容	生活困窮者自立支援事業における支援実施のために開催。本人に関する支援機関と支援状況の共有・方針の協議、プラン内容の確認等を実施する。

【高齢者】地域ケア会議（地域ケア推進会議 自立支援応援会議 ケース会議 個別地域ケア会議）	
実施主体	地域包括ケア推進課
所管課	地域包括ケア推進課
内容	個別課題・地域課題解決のために開催。会議開催により、地域包括支援ネットワークの構築を図る。地域課題解決のため、資源の開発や政策形成に繋げる。

【障害】ケース会議	
実施主体	基幹障害者相談支援センター（はあとふる）
所管課	障害福祉課
内容	障害者の個別課題解決のために開催。本人に関する支援機関と支援状況の共有・方針の協議を行う。

【こども・子育て】母子保健連携会議	
実施主体	こども家庭課
所管課	こども家庭課
内容	市内の小児科、産科等の医療機関や子育て支援センター等の子育て支援者が子育て支援に関する情報共有や支援方法について協議を行う。

【こども・子育て】要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース会議）	
実施主体	こども家庭課
所管課	こども家庭課
内容	児童の人権を守り、児童虐待等要保護児童に係る問題の発生予防、早期発見、早期解決を図るための対策について協議を行う。

## 8 参加支援事業

### 1 事業の主旨

参加支援事業は、その人に合った社会参加を実現するために、地域の社会資源の活用及び新たな資源の開拓により、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

### 2 支援対象者

既存の制度では社会とのつながりを持つことが困難な人及び世帯。

### 3 東広島市における参加支援事業の取組み

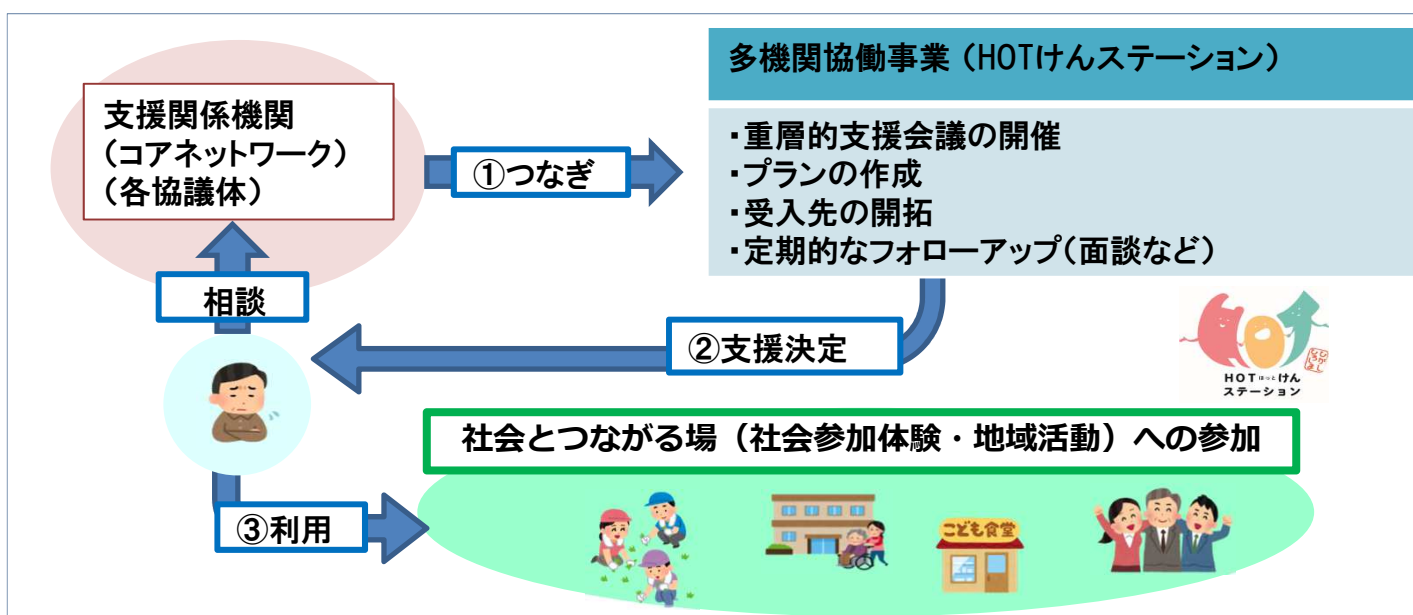
社会との接点は就労以外にも、居住の確保、安心できる地域の居場所の確保など、支援が必要な人にとって様々な形があります。ニーズに合うオーダーメイドの支援の創出と、地域内でこの事業に協力して下さる企業や団体の開拓を行います。

### 4 主管課

地域共生推進課(HOTけんステーション)

### 5 支援のながれ

- (1)各機関や会議で把握している参加支援事業の利用が望ましい方について、多機関協働事業(HOTけんステーション)につなぎます。
- (2)重層的支援会議を開催し、利用決定及びプラン作成を行います。
- (3)多機関協働事業で作成したプランに沿って、本人の支援ニーズとマッチングする受け入れ先で支援を開始します。多機関協働事業では定期的に本人に面談するなどして定着に向けたフォローアップを行うとともに、多くの受け入れ先が準備できるよう資源開拓を行います。



### 6 想定される支援内容・連携先

- (1)ゆるやかな就労体験の場  
例：地域の企業や社会福祉施設等と連携し、そこでの業務を切り出すことで、本人の性質やニーズに合った就労体験ができる場づくり
- (2)地域の活動に参加する  
例：地域で開催されている子ども食堂や地域の交流イベント等に短時間のボランティアとして参加し、地域の一員として社会との接点を獲得していくメニューづくり

## 7 その他の社会参加支援機能を有する事業・取組み

本市では分野ごとに社会参加を支援する各種事業が実施されています。これらの事業で対応が困難な場合は、重層的支援体制整備事業による参加支援事業の利用が考えられるため、既存事業との役割を整理し、関係課と連携していきます。

### 【生活困窮】就労支援事業、就労準備支援事業

実施主体	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター(業務委託)
所管課	地域共生推進課
内容	働くことに不安がある方や長期間仕事に就いていない方、なかなか仕事が長続きしない方などに対して、一人一人の状況に合わせてきめ細やかなサポートを行う。

### 【障害】就労体験実習実施事業

実施主体	社会福祉法人つつじ(業務委託)
所管課	障害福祉課
内容	就労を希望する障害者に対して就労体験実習により、就労に関する知識や意欲の向上を図るとともに、企業等の障害者就労への理解を促進する。

### 【障害】地域生活体験事業

実施主体	社会福祉法人倫(業務委託)
所管課	障害福祉課
内容	障害者が、地域生活を体験できる機会を提供することで、自立意欲や自立能力の向上を図り、地域生活への円滑な移行を行う。

### 【こども・子育て】母子家庭等就労支援事業

実施主体	こども家庭課
所管課	こども家庭課
内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、それぞれの生活状況に応じた「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、公共職業安定所等と連携しながら、自立や就労を支援する。

## 9 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

### 1 事業の主旨

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(以下「アウトリーチ事業」という。)は、複雑・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人に、適切な支援を届けるための事業です。多くの事案では、支援が必要な本人からの利用申込み(本人が同意すること)に至るまでに、相当な時間を要することが想定されるため、申込前から本人との丁寧な関係性の構築が重視されます。

### 2 支援対象者

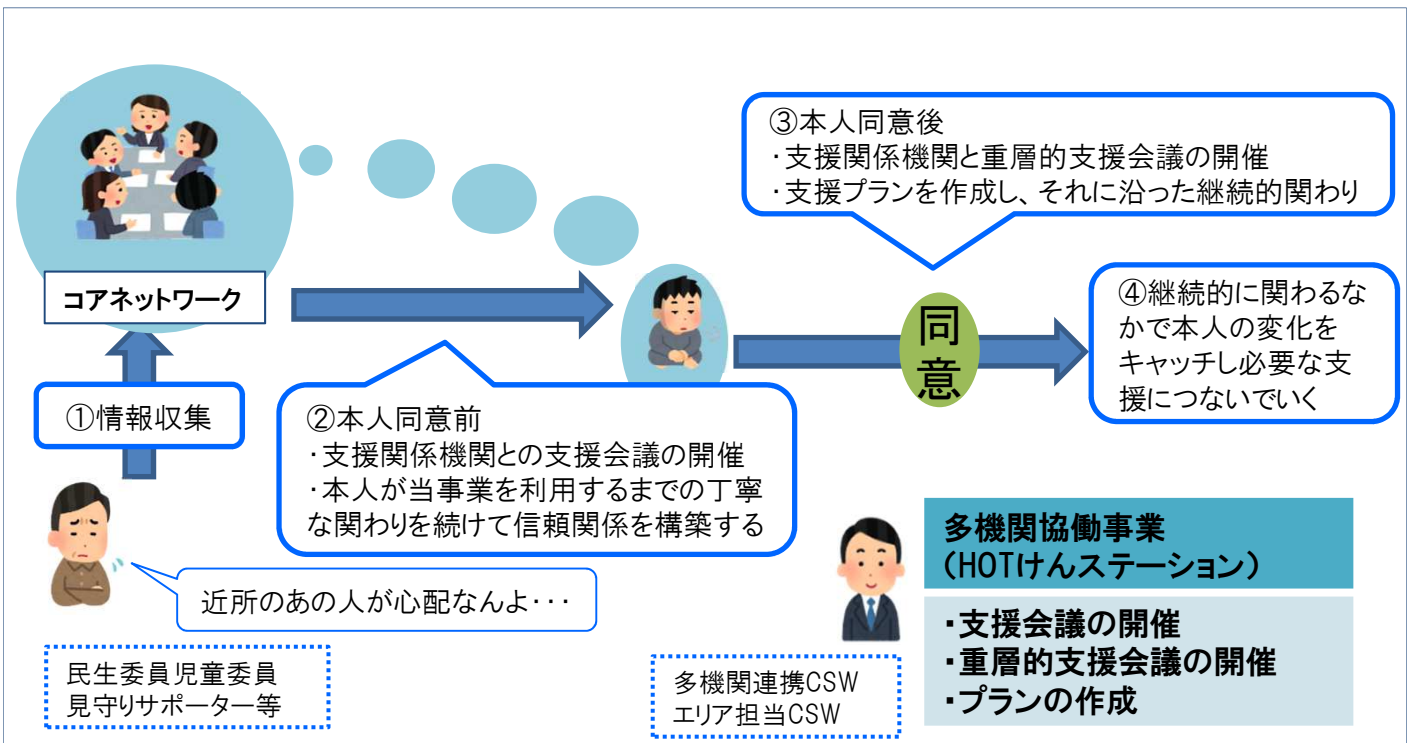
自ら支援を求めることが困難な人及び世帯、支援を受けることに拒否的な反応を示している人及び世帯

### 3 東広島市でのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取組み

エリア担当CSWや包括的相談支援に係る専門職が、活動の中から支援の必要な人を発見し、コアネットワーク会議での情報収集、情報共有をすることから、この支援事業が始まります。

### 4 主管課

地域共生推進課、社会福祉協議会のエリア担当コミュニティソーシャルワーカー(CSW)



### 5 支援のながれ

#### (1) アウトリーチ事業対象者の把握

エリア担当CSWや地域共生推進課で、コアネットワーク会議等の場において利用が適切と思われる人の情報を収集します。

#### (2) 当事業利用の本人同意前

アウトリーチ事業の利用に関する本人同意がとれるまでは、本人やその周辺環境の情報収集を行ったり、定期的な訪問や電話などによってコミュニケーションを図り、本人との信頼関係の構築に向けた関わる機会づくりを実施します。また、いずれ連携が必要と考えられる支援関係機関と支援会議を開催することで情報共有しておくことも考えられます。

#### (3) 当事業利用の本人同意後

重層的支援会議によって支援プランを策定し、訪問を継続多機関協働事業(HOTけんステーション)で重層的支援会議を開催。利用の可否の決定及びプラン作成を行います。

#### (4) 継続的な関わり支援

本人との関わりの中で変化をキャッチし、必要な場合は支援関係機関につながります。

## 6 その他アウトリーチ事業と類似する機能を有する事業・取組み

本人やその家族等が支援を受けることへの拒否感を示されたり、支援ニーズがないなどの事情で繋がりにくい世帯や、生活の課題が複合的で、支援関係機関として注意深く見守っていく必要がある世帯に対して、関わり続けるための事業や取組みが各分野で実施されています。

これらの事業や取組みでも対応が困難な場合は、重層事業におけるアウトリーチ事業の利用が考えられるため、既存事業との役割を整理し、関係課と連携していきます。

### 【生活困窮】自立相談支援事業

実施主体	生活支援センター
所管課	地域共生推進課
内容	生活困窮者自立支援事業において生活支援センターで実施している事業。主に窓口での相談受付を行っているが、場合によってはSNSを活用したり、定期的な電話連絡や訪問によって、注意深く見守る必要がある世帯と繋がりを続ける支援等も実施している。

### 【高齢者】総合相談支援業務

実施主体	地域包括支援センター
所管課	地域包括ケア推進課
内容	高齢者等の総合相談窓口。ワンストップサービスの拠点としての機能を持つ。電話相談や家庭訪問等を行い、職員の専門性を活かしたチームアプローチを行う。

### 【障害】訪問・電話相談等

実施主体	基幹障害者相談支援センター(はあとふる)
所管課	障害福祉課
内容	窓口での相談支援業務と共に、継続的な支援を必要とする障害者へ定期的な訪問や電話等で支援を実施する。

### 【こども・子育て】養育支援訪問事業

実施主体	こども家庭課
所管課	こども家庭課
内容	子育てに関する支援が必要な家庭に対して、保健師や助産師が家庭訪問による個別支援を行う。必要に応じて他機関や地域の支援者と連携して実施する。

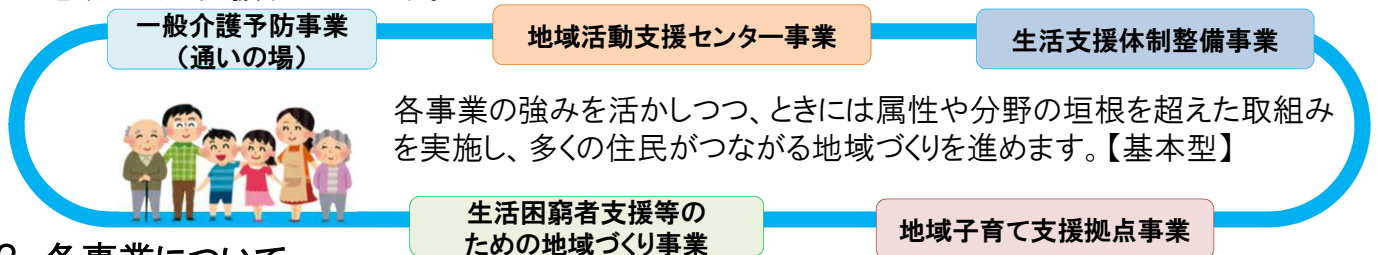


# 10 地域づくり事業



## 1 事業の主旨

地域づくり事業とは、既存の各事業の対象分野に属する住民(高齢者・障害者・子育て世代など)への支援を充実させつつ、その対象を拡大させ、より多くの住民が交流ができる場づくり(多世代交流の場)や、気軽集える地域の居場所づくり等を実施し、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい地域づくりを支援するものです。



## 2 各事業について

各事業を重層事業の一環として実施するうえでの取組みを下表に整理します。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
分野	生活困窮
主体	地域共生推進課
運営	直営
所管課	地域共生推進課
重層事業としての取組み	地域の多様な担い手による協議の場づくりや、地域の支え合い活動・居場所づくりの促進及びWEB媒体などを活用した情報発信により、地域活動の活性化を図る。

生活支援体制整備事業	
分野	高齢者
主体	生活支援コーディネーター
運営	委託(社会福祉法人東広島市社会福祉協議会)
所管課	地域包括ケア推進課
重層事業としての取組み	資源開発(地域に不足する資源の創出、担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等)、ネットワーク構築(関係者間の情報共有、連携体制づくり)、地域の支援ニーズと取組のマッチング等を行う。

地域活動支援センター事業	
分野	障害児・障害者
拠点	地域活動支援センターときわ、地域生活支援センターまほろば 地域活動支援センター桑の木福祉園
運営	補助
所管課	障害福祉課
重層事業としての取組み	障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように創作的活動や技能修得訓練、生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進等を行う。

### 地域子育て支援拠点事業

分野	こども・子育て
拠点	市内
運営	社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社
所管課	こども家庭課
重層事業としての取組み	地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携の構築を図るため、多様な世代との連携を継続的に実施する取り組み等を実施する。

### 地域介護予防活動支援事業

分野	保健・介護予防
拠点	市内の通いの場
運営	住民、町内会、住民自治協議会等
所管課	医療保健課
重層事業としての取組み	介護予防に効果的な体操等のフレイル予防について、学び・実践する地域の通いの場の立上げ及び継続運営の支援を行う。また、地域の介護予防の拠点として健康講座を開催するとともに、必要に応じて市民がニーズにあった通いの場等とつながるよう支援する。

### 地域介護予防活動支援事業

分野	介護予防
拠点	市内
運営	住民等
所管課	地域包括ケア推進課
重層事業としての取組み	自身の健康づくり(自助)や地域での支え合い活動(互助)等を推進するためのポイント付与や、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援、介護予防に関する人材育成等を行う。

## 3 地域づくり事業とその他重層事業との連携について

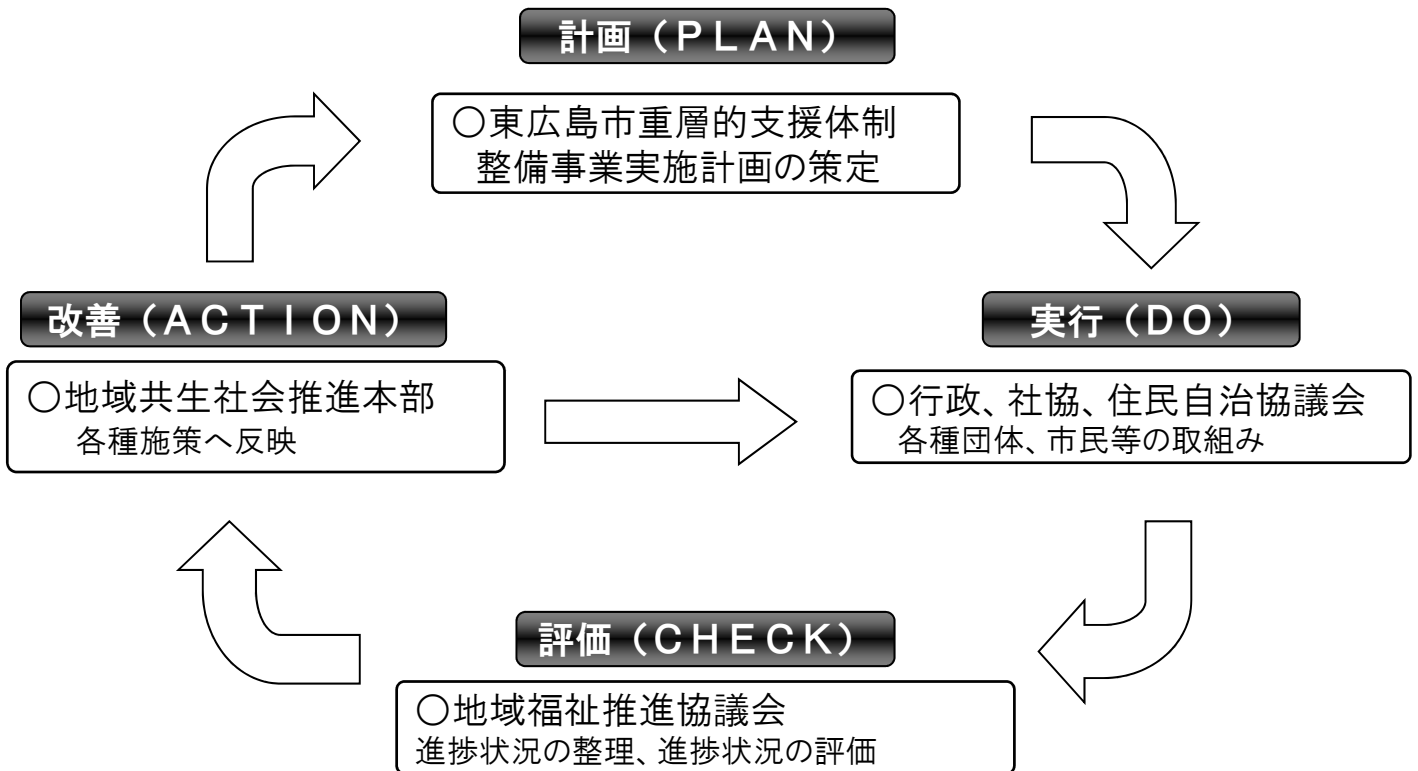
地域づくり事業では、地域住民が交流できる場づくりや、気軽に集える地域の居場所づくり等を支援していくことが求められます。こうした取組みの中で、支援が届いていない世帯や、地域から孤立している世帯が発見された場合には、包括的相談支援事業(コアネットワーク)や多機関協働事業と連携し、適切な支援につなげます。また、多くの地域住民や様々な地域の団体との交流のなかで、参加支援事業への協力先が見つかることも期待できます。

# 11 事業の評価



## 事業の評価

本計画の推進に当たっての評価等は、地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて、市民の代表や保健、医療、介護、福祉等の関係者を構成員とした地域福祉推進協議会において実施していきます。



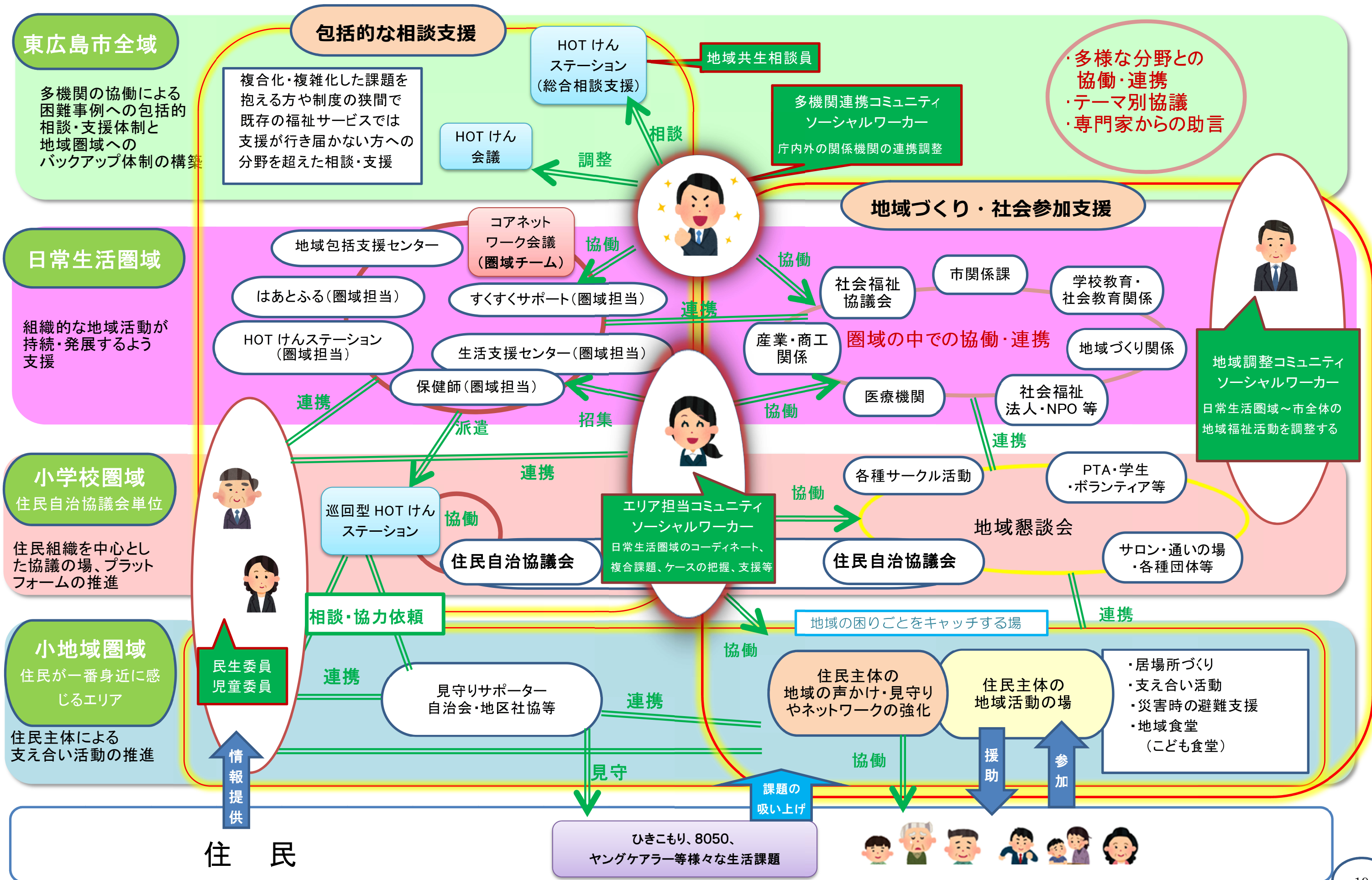
### 東広島市地域福祉推進協議会とは

設置目的	東広島市地域福祉計画の進捗状況及び成果の確認、評価を行う。
委員	学識経験者、医療・福祉関係団体の代表者、地域住民(住民自治協議会)の代表者など20人の委員で構成。
開催頻度	不定期(年間で最大2回程度)

### 東広島市地域共生社会推進本部とは

設置目的	地域共生社会の実現に向けた施策の総合的な企画、調整
委員	本部長 : 市長 副本部長: 副市長及び社会福祉法人東広島市社会福祉協議会会長 本部員 : 教育長、市長部局の各部の長及び理事、会計管理者、教育委員会事務局の各部の長、消防局長、水道局長、各支所長、出張所長及び社会福祉法人東広島市社会福祉協議会の常務理事
開催頻度	不定期(年間で最大3回程度)

# 東広島市における包括的支援体制構築のイメージ（重層的支援体制整備事業）





## 東広島市重層的支援体制整備事業実施計画

東広島市健康福祉部地域共生推進課  
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号  
TEL: (082)493-5621 FAX: (082)423-8065  
[hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp)

